令 和 7 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · 拡 充 · 延 長)

(国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当))

項目	名	老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係 る特例措置の拡充
税	目	法人税、消費税

【制度の概要】

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号。以下「マンション建替円滑化法」という。)は、建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。)に基づく建替え決議(同法第 62 条)がなされた後の事業法と位置付けられており、マンションの建替え等を円滑化する観点から、具体的な手続や事業の施行者である組合に係る税制上の特例等が規定されている。

マンション建替円滑化法に基づくマンション敷地売却事業及び敷地分割事業 について、事業実施のために設立される組合に対する税制上の特例措置として、下記事項を要望する。

【要望の内容】

(法人税)

要

マンション建替円滑化法におけるマンション敷地売却事業^{*1}及び敷地分割 事業^{*2}の対象拡充後においても引き続き、マンション敷地売却組合及び敷地 分割組合について、収益事業以外の所得に係る法人税を非課税とする。

望

(消費税)

マンション建替円滑化法におけるマンション敷地売却事業及び敷地分割事業の対象拡充後においても引き続き、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合について、消費税に係る以下の特例措置を講ずる。

- ①資産の譲渡等の時期の特例
- ②仕入税額控除の特例
- 内

ഗ

③申告期限の特例

容

- ※1.マンション敷地売却事業は、区分所有者及び議決権の一定の多数決により、マンション及びその敷地を一括して売却を行う事業のこと。
- ※2.敷地分割事業は、団地において一部の棟の建替え・敷地売却を行うため、区分所有者及び議決権の一定の多数決により、敷地の分割を行う事業のこと。

【関係条文】

- (法人税) 法人税法第2条、第6条、マンション建替円滑化法第 139 条第1 項、第188条1項
- (消費税) 消費税法第60条第3項、第4項、第8項、マンション建替円滑化 法第139条第2項、第188条第2項

平年度の減収見込額		- 百万円
(制度自体の減収額)	(- 百万円)
(改正増減収額)	(- 百万円)

新

設

(1) 政策目的

今後の老朽化マンション等の急増に対応するため、マンション建替円滑化法に基づくマンション敷地売却事業及び敷地分割事業により、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンション等への再生を円滑化するほか、耐震性不足等のマンションや放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション等のストック解消を通じて、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。

(2) 施策の必要性

現在のマンションストック総数は約704万戸であり、そのうち築40年以上を超えるマンションが約137万戸(いずれも令和5年末時点)存在し、今後も急増が見込まれるところ、国民の生命保護の観点から、老朽化マンションの再生等が喫緊の課題となっている。

マンションの建替えについては、平成 14 年のマンション建替円滑化法の施行により、マンション建替組合の設立や権利変換手続による建替え手法等が位置付けられ、平成 26 年の同法改正により、耐震性が不足するマンションを対象にしたマンション敷地売却制度及び容積率緩和制度が導入された。

これに加えて、令和2年の同法改正(令和4年4月全面施行)により、マンション敷地売却制度及び容積率緩和制度の対象となるマンションに、外壁等剥落により危害を生ずるおそれがあるもの等を追加するとともに、団地型マンションにおける敷地分割制度を創設するなど、老朽化マンション等のストックの解消の促進を図っている。

このような状況の中で、老朽化マンションの再生等の更なる促進を図る観点から、法制審議会から区分所有法制の見直しに関する要綱が答申されたことを受けて、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)の改正について検討が進められているところ。

区分所有関係の解消・再生のための新たな仕組みとして、区分所有法において、通常のマンションも対象とする「建物敷地売却決議」の創設が検討されていることを踏まえ、現行のマンション敷地売却事業について、除却の必要性に係る認定(以下「要除却認定」という。)を経ることなく、当該事業を行うことができることとすることを検討している(区分所有法及びマンション建替円滑化法について、改正を検討中)。

また、「建物敷地売却決議」等について、地震に対する安全性が確保されていない等の要件を満たす建物は区分所有者等の4分の3%以上の賛成で決議できることが検討されていることを踏まえ、敷地分割事業について、要除却認定を受けた場合には、現行では5分の4以上の賛成を求めることとしているところ区分所有者等の4分の3以上の賛成で決議できることとすることを検討している(マンション建替円滑化法について、改正を検討中)。※被災区分所有法による場合は「3分の2」。

一方で、マンション敷地売却事業等の施行においては、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、マンション建替円滑化法に基づく事業手続を活用した再生等を円滑に進めるためには、これらの事業実施のために設立される組合について、現行と同様の費用負担軽減が必要である。

4-2

			〇「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定) における位置付け
	合 理 性	政に政位策お策置体け的付系るのけ	目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保成果指標 耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成
			〇所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和6年6月 10日、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決 定)における位置付け
今回			5 所有者不明土地等の円滑な利活用・管理、土地収用手続 の円滑な運用
の要望(租税特別措置)に関連する			(略)マンション等の区分所有建物の所有者不明化・管理不全化に対応するため、建物の区分所有等に関する。)等に対応するため、建物の区分所有法」という。)等について、法制審議会の答申を踏まえ、所有者不明区分所有建物に特化した財産管理制度の創設等の管理の円滑化を図る方策や、建替え要件の緩和、多数決による売田、企図の新たな再生手法の創設等のの再生のの制設等のの事生ののの事生のののでである。また、区分所有法等のの事性のでは、一個では、12年法律第149号)、マンションの建替えのでは、12年法律第149号)、マンションの建替え等の、では、12年法律第149号)、マンションの建替え等の、では、12年法律第149号)、マンションの建替え等の、でで、12年法律第149号)、マンションの建替え等の、でで、12年法律第149号)、マンションの建替え等の、でで、12年法律第149号)、マンションの建替え等の、で、12年法律第149号)、マンションの連替え等の、で、12年法律第149号)、マンションの建替え等の、で、14年法律第78号)等についても、日間にの検討を進め、次期通常国会での法案提出を目指す。
事項			〇経済財政運営と改革の基本方針(令和6年6月21日閣議決定) における位置付け
項			第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題 (4) 戦略的な社会資本整備 持続可能な土地の利用・管理の実現に向け、非宅地化を含む土地利用の円滑な転換等を図る方策を導入する。空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進めるとともに、相続登記の申請義務化の周知や地籍調査・法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する。また、マンションの管理適正化と再生円滑化を推進する。

進する。

Т	T				1	
		〇国土交通省政策 政策目標 4				
		政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する				
		業績指標 36 ①住宅の耐震化率				
	政 策 の 達成目標	O耐震基準 (昭和 56 年基準) が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13% (平成 30 年度) →おおむね解消 (令和 12 年度)				
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置				
	同上の期間	〇耐震基準(昭和	56 年基準) が	求める耐震性を	を有しない住宅ス	
	中の達成	トックの比率 13%(平成 30 年度)→おおむね解消(令和 12 年度)				
		〇耐震基準(昭和	56 年基準) が	求める耐震性を	を有しない住宅ス	
	政衆日標の 達 成 状 況	トックの比率 13%(平成 30 年度)→おおむね解消(令和 12 年度)				
		適用見込み件数	F皮)→あるむ		<u>(2 年度)</u> 位:事業件数)	
		適用件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
			7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	(初年度)	(平年度)	
		マンション 敷地売却事業	3	3	4	
		※1				
			1	1	1	
					国土交通省推計	
_		※ 1. 令和 7 年度は、過去 5 年間の実績(平均)に基づき、事業 件数 3 件(約 180 戸)を見込む。改正法の施行時期は、最				
有 	要 望 の	短で令和8年秋頃(想定)になるため、令和8年度(初年				
効	措 置 の 適用見込み	度)についても施行前と同数を見込む。令和9年度(平年 度)は、拡充の効果により、初年度から 1.25 倍に増加す				
性	四用无处//	ると想定し、事業件数4件(約230戸)を見込む。				
		※2. 令和7年度は、事業件数1件(約400戸 ^注)を見込む。改				
		正法の施行時期は、最短で令和8年秋頃(想定)になるため、今和8年度(初年度)についても旅行前と日本も見る				
		め、令和8年度(初年度)についても施行前と同数を見込 む。令和9年度(平年度)は、改正法の施行により拡充の				
		効果が見込まれるものの、団地特有の事業推進の困難さ				
		(多数の区分所有者等の存在や敷地分割後の敷地の活用方 法に係る合意形成が必要)を勘案し、適用件数は拡充を行				
		本に係る言息形成が必要がを樹柔し、週用件数は拡光を行う う前年と同数を見込む。				
		注:全国の団地型マンションにおける1団地当たりの平均 戸数(400戸)を採用。				
		厂	アノで休用。			

	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	老朽化マンションの再生等の円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠である。老朽化マンションの再生等においては、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、マンション敷地売却事業及び敷地分割事業を活用した再生等を円滑に進めるためには、これらの事業実施のために設立される組合について、現行と同様の費用負担軽減措置が有効かつ必要である。本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、マンション敷地売却事業及び敷地分割事業を活用した、老朽化マンションの再生等が促進される。これにより、耐震性不足のマンションストック解消の円滑化を通じて、耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの解消に寄与する。
相 当性	当該以外の措置項税置	※マンション建替円滑化法に基づく事業に係る税制上の措置は以下のとおり(当該要望項目を除く) 【国税】 [所得税] ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(租税特別措置法第31条の2第1項、第2項10号、第11号)・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(租税特別措置法第33条の3第6項、第7項、第8項)・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(租税特別措置法第34条の2第2項第22号、第22号の2)・移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入(所得税法第44条、同法施行令第93条) [法人税] ・土地等の譲渡がある場合の特別税率(租税特別措置法第62条の3第4項第10号、第11号)・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(租税特別措置法第65条第1項第6号、第7号)・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(租税特別措置法第65条の4第1項第22号、第22号の2) [登録免許税] ・権利変換手続開始等の登記の免税措置(租税特別措置法第76条) 【地方税】 [不動産取得税] ・マンション建替円滑化法における施行者又はマンション敷地売却組合が特定要除却認定マンション又はその敷地を取得す

	る場合の不動産取得税の非課税(地方税法附則第 10 条第 5 項)
	〔事業税〕 ・法人の事業税の非課税所得等の範囲(地方税法第 72 条の 5 第
	1 項第 8 号) ・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例【国税と 連動】
	・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡 所得の特別控除【国税と連動】
	・移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入【国 税と連動】
	〔事業所税〕 ・事業所税の非課税の範囲(地方税法第 701 条の 34 第 2 項)
	「個人住民税・法人住民税」 「個人住民税・法人住民税」
	・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲 渡所得の課税の特例(地方税法附則第34条の2第1項、第4 項)
	・区分所有者が組合に土地等を買い取られる場合の譲渡所得の 特別控除【国税と連動】
	・組合の収益事業以外の所得係る非課税特例【国税と連動】 ・権利消滅期日に権利を失う者に対して支払われる補償金の総 収入金額不算入の特例【国税と連動】
予算上の	- 「大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大
措置等の	
要求内容	
及び金額	
上記の予算	
上の措置等	_
と要望項目 との関係	

	要望の措置の 妥 当 性	設っ約のたたョ必成合 老た的で (事登体合、の不最区 特化のか 場がをを事該費をあって 例マ区の がをを事該費をあ書間 、ン者小のの はまれる。	らここと 円に担す、と合 れにのでいる 有く でとかいる ひん でいて とう がい でいる かん でいた かん ない でいた かん ない かん ない かん ない かん ない はん ない かい がい かい	みにくい状況にあった による事業実施を行う で、他の措置に比して 措置によることが妥当	
_		令和元年度~令和5年度のマンション建替円滑化法に基づくマンション敷地売却事業等の組合設立認可実績 14 件(約 918 戸) 上段:事業件数、下段:施行戸数 敷地売却事業 敷地分割事業			
これまでの租税特別措		令和元年度	2件	*	
での	租税特別 措 置 の 適用実績	令和2年度	187 戸	*	
租 税			265 戸		
特 別		令和3年度	2件	*	
			124 戸		
の適		 令和4年度	1件	0 件	
用用		1714 1 12	70 戸	0 戸	
績		令和5年度	5件	0件	
と 効			272 戸	0 戸	
果に		 合計	14 件	0件	
置の適用実績と効果に関連する事項		【出典】国土交通省から		市等へのマンション建替	
る事		事業等に係る施行状況調査結果(令和6年7月実施) ※敷地分割制度は、令和4年4月施行。			
項	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果				

租税特別措置のると手の有効性)	本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、マンション敷地売却事業により老朽化マンションの再生等が促進され**1、耐震性不足のマンションストック解消に寄与した(マンション敷地売却事業は、令和3年5件、令和4年1件の事業が完了。)。 なお、国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替事業等に係る施行状況調査結果(令和6年7月実施)に基づくと、マンション建替円滑化法に基づくマンション敷地売却事業について、現在、事業推進中(組合設立から事業完了前まで)の案件が10件程度あることを確認している。 また、現時点において、敷地分割事業(令和4年4月施行)の実績はないが、これは、当該事業は団地において多数の区分所有者等の存在や敷地分割後の敷地の活用方法(建替え・マンション敷地売却等)に係る合意形成や権利調整が必要になるためであると考えられ、現行のマンション建替事業*2と同様に、本特例措置の適用を受ける案件が生じるまでに一定の期間を要することが想定される。 ※1.特定要除却認定マンションは売却後買受人が除却を行う必要がある。 ※2.マンション建替事業では、マンションの管理組合等において建替えの検討開始からマンション建替組合の設立認可まで、平均で約5年を要している。
前回要望時の達成目標がらればいる。	 ○住生活基本計画(平成 28 年 3 月 18 日閣議決定) 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。 ※指標≫マンションの建替え等の件数(昭和 50 年からの累計)約 250 件(平成 26 年度)→約 500 件(令和 7 年度) ○大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ※指標≫新耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率82%(平成 25 年度)→おおむね解消(令和 7 年度) 政策目標の達成のためには、本特例措置を引き続き講じることで、老朽化マンション等のストックの解消を図り、安全・安心で自好な民位環境を確保したストックの解消を図り、安全・安心で自好な民位環境を確保したストックの解消を図り、安全・安心で自好な民位環境を確保したストックの解消を図り、安全・安心で自好な民位環境を確保したストックの解消を図り、安全・安心で自好な民位環境を確保したストックの解決を答案の表表の表表の表表を知過
度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等を円滑 化するとともに、周辺の住環境や都市環境の向上を図ることが 必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で 目標達成の成否を評価することは困難である。
ニれまでの 要 望 経 緯	マンション建替円滑化法に基づく事業組合の特例に係る要望経 緯は以下のとおり。 ・平成 14 年度 創設(マンション建替事業) ・平成 26 年度 創設(マンション敷地売却事業) ・令和 3 年度 創設(敷地分割事業)